

身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人寿貢会

介護老人福祉施設わたらせ

老人短期入所事業わたらせ

わたらせデイサービスセンター

老人介護支援センター事業わたらせ

1、施設における身体的拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳のある生活を阻むものである。当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持つとともに、身体拘束をしないケアの実施に努める。

○介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

○介護保険指定基準において身体拘束の禁止対象となる具体的な行為

- ・徘徊しないように、車椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

○緊急やむを得ない場合の例外(三原則)

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性:利用者本人又は、他利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。

③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

○やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人及び家族への説明・同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合はその状況・経過について記録・観察を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

○日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(精神的・身体的)を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めていきます。

2、身体的拘束適正化のための委員会その他施設内の組織に関する事項

○身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止及び適正化に向けた身体的拘束適正化委員会を設置します。

①設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導

②身体的拘束適正化委員会の構成員

施設長(責任者)・事務長・看護師・生活相談員・介護支援専門員・介護士・管理栄養士

③身体拘束的適正化委員会の開催

- ・3ヶ月に1回の開催をします。
- ・必要時は随時開催します。

・利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態(数時間以内に身体拘束を要する場合)は委員会の開催をできない事が想定されます。そのため、多職種の意見を聞き検討を行います。

3、身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての職員に対して、身体的拘束適正化と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- 定期的な教育・研修の実施(年2回)
- 新規採用時には身体的拘束適正化のための研修の実施
- その他必要な教育・研修の実施

4、施設内で発生した身体的拘束等の報告方法のための方策に関する基本指針

適切な手順を踏まない身体拘束が発覚した場合は、事実確認・実態の把握を行い利用者及び利用者家族への説明・謝罪を行い所轄庁への報告を行う。

5、身体的拘束発生時の対応に関する基本指針

利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は以下の手順に従って実施します。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化委員会を中心として、各課の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する同意書を作成します。

また廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には契約者、家族に報告します。

再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族(保証人等)に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

6、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

この指針は施設内掲示し、利用者及び利用者家族等がいつでも自由に閲覧することができる。また、事業所ホームページにも公開する。

7、その他身体的拘束適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等の適正化のためには、施設サービス提供に関わる全ての職員が共通認識を持ち、身体的拘束等を実施しない取り組みをしていく。

付 則 令和5年 1月 1日施行